

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

目次

### 告 示

- 公印を新調しその使用を開始する件 三三〇
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件二件 三三〇
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三三三

### 公 告

- 随意契約の相手方を決定した件二件 三三三
- 福島県公安委員会 三三三
- 福島県公安委員会等に対する苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則 三三四
- 福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 三四四


## 告 示

### 福島県告示第七十三号

公印を次のように新調し、令和五年三月二十四日その使用を開始する。  
令和五年三月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

職印

15の3	番号	福島県局長印	公印の名称
	印影		印
	公印管理者	総務部文書管財総室文書法務課長	

(文書法務課)

### 福島県告示第七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和五年三月十四日から同年七月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び猪苗代町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。  
令和五年三月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツルハドラッグ猪苗代梨木店 福島県耶麻郡猪苗代町梨木西一番地ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 1 大規模小売店舗を設置する者
    - 名称 株式会社ツルハ
    - 代表者の氏名 代表取締役 八幡 政浩
    - 住所 北海道札幌市東区北二四条東二〇丁目一番二二号
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
    - 名称 株式会社ツルハ
    - 代表者の氏名 代表取締役 八幡 政浩
    - 住所 北海道札幌市東区北二四条東二〇丁目一番二二号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日  
令和五年十月二十一日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
千二百七十七平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数

- (一) 位置 別紙図面のとおり
- (二) 収容台数 六十七台
- 2 駐輪場の位置及び収容台数
  - (一) 位置 別紙図面のとおり
  - (二) 収容台数 三十一台
- 3 荷さばき施設的位置及び面積
  - (一) 位置 別紙図面のとおり
  - (二) 面積 五十四平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
  - (一) 位置 別紙図面のとおり
  - (二) 容量 七立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - (一) 開店時刻 午前八時
    - (二) 閉店時刻 午前八時
  - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 面積 五十四平方メートル
  - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 面積 五十四平方メートル
  - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 面積 五十四平方メートル
  - 七 届出年月日
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 面積 五十四平方メートル

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)(商業まちづくり課)

福島県告示第七十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和五年三月十四日から同年七月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南会津町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年三月十四日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ツルハドラッグ南会津田島店 福島県南会津郡南会津町田島字田島柳二九番地一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名

福島県知事 内堀雅雄

- 称及び住所並びに代表者の氏名
  - 1 大規模小売店舗を設置する者
    - 名称 株式会社ツルハ
    - 代表者の氏名 代表取締役 八幡 政浩
    - 住所 北海道札幌市東区北二四条東二〇丁目一番二号
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
    - 名称 株式会社ツルハ
    - 代表者の氏名 代表取締役 八幡 政浩
    - 住所 北海道札幌市東区北二四条東二〇丁目一番二号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
  - 令和五年十月二十一日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
  - 千百九十九平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 収容台数 五十四台
  - 2 駐輪場の位置及び収容台数
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 収容台数 八台
  - 3 荷さばき施設的位置及び面積
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 面積 五十四平方メートル
  - 4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 容量 七立方メートル
  - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
      - (一) 開店時刻 午前八時
      - (二) 閉店時刻 午前八時
    - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
      - (一) 位置 別紙図面のとおり
      - (二) 面積 五十四平方メートル
    - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
      - (一) 位置 別紙図面のとおり
      - (二) 面積 五十四平方メートル
    - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
      - (一) 位置 別紙図面のとおり
      - (二) 面積 五十四平方メートル
    - 七 届出年月日
      - (一) 位置 別紙図面のとおり
      - (二) 面積 五十四平方メートル

令和五年二月二十日

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）  
（商業まちづくり課）

**福島県告示第七十六号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、檜葉町土地改良区から令和五年一月二十三日付けで申請のあった定款の変更について、同年三月七日認可した。  
令和五年三月十四日

**公 告**

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（農村計画課）

**公告第50号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年3月14日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
ロボット搾乳システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年2月14日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
中央オリオン株式会社 宮城県仙台市若林区鶴代町1番68号
- 5 随意契約に係る契約金額  
77,550,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（入札用度課）

**公告第51号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年3月14日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
堆肥化处理システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年2月14日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
有限会社岡本製作所 栃木県那須塩原市新南992番地60
- 5 随意契約に係る契約金額  
32,739,630円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

(入札用度課)

福島県公安委員会

福島県公安委員会等に対する苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月14日

福島県公安委員会委員長 森岡幸江

**福島県公安委員会規則第2号**

**福島県公安委員会等に対する苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則**

福島県公安委員会等に対する苦情の処理に関する規則（平成13年福島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第79条第2項本文」を「第79条第3項本文」に改める。

第6条第1項中「第79条第2項」を「第79条第3項」に改め、同条第2項中「第79条第2項各号」を「第79条第3項各号」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

（県民サービス課）

福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月14日

福島県公安委員会委員長 森岡幸江

**福島県公安委員会規則第3号**

**福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則（平成8年福島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表こぶし荘の項を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

（生活安全企画課）